



2021年5月14日

各 位

会 社 名 フィデアホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 田尾 祐一
コード番号 8713 東証第一部
問 合 せ 先 執行役副社長 宮下 典夫
(TEL. 022-290-8800)

株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月24日に開催予定の当社第12期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）、普通株主様による種類株主総会、及びB種優先株主様による種類株主総会（以下、本定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会と併せて、「本各株主総会」といいます。）に、株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関する議案を付議することを決議いたしました。併せて、本株式併合に関する変更のほか、A種優先株式に関する条文の削除等に係る定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 併合の目的

当社の普通株式の発行済株式総数は、2021年3月31日現在で181,421,226株となっており、東京証券取引所市場第一部の上場企業や東京証券取引所に上場している同業他社と比べ多い状態にあります。当社の普通株式の現在の株価水準も、株価は124円、投資単位は12,400円（2021年5月13日現在）であり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を大きく下回っております。当社のこのような普通株式の株価の水準に照らしますと、株価変動の最低単位である1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、株主及び一般投資家の皆様への影響は小さくないものと認識しております。

当社といたしましては、これらの状況を改善するため、今般、本各株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを前提に、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

本株式併合により、併合後の普通株式の株価水準としても、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である5万円以上50万円未満の範囲内に収まることが見込まれるとともに、1株当たりの諸指標（利益、純資産額等）や株価についても、他社との比較が容易になることも期待されます。また、当社は、配当政策としては、グループの中核事業である銀行業をはじめとした各種事業の公共性を鑑み、長期的視野に立った経営基盤の確保に努めながら、株主の皆さまに対し安定的な配当を行うことを基本方針としており、当社といたしましては、公的資金の早期返済を展望しながら業績を踏まえた内部留保の積み上げに努めるとともに、筋肉質な経営体質への転換、安定的な配当の維持に取り組んでまいりたいと考えております。本株式併合を実施することで、1株当たりの配当金について、より細かな設定をすることが可能になり、株主還元施策の実施の柔軟性が高まるものと考えます。

なお、全国証券取引所では、全ての国内上場会社株式の売買単位が100株に統一されていることから、単元株式数は現状の100株のまま変更しないものといたします。

(2) 本株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

B種優先株式

② 併合の割合

10株につき1株の割合

(2021年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数が基準となります。)

③ 効力発生日

2021年10月1日

④ 併合により減少する株式数

ア. 普通株式

併合前の発行済種類株式総数 (2021年3月31日現在)	181,421,226株
併合により減少する株式数	163,279,104株
併合後の発行済種類株式総数	18,142,122株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済種類株式総数」は、本株式併合前の普通株式の発行済種類株式総数に本株式併合の併合割合を乗じた理論値です。

イ. B種優先株式

併合前の発行済種類株式総数 (2021年3月31日現在)	25,000,000株
併合により減少する株式数	22,500,000株
併合後の発行済種類株式総数	2,500,000株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済種類株式総数」は、本株式併合前のB種優先株式の発行済種類株式総数に本株式併合の併合割合を乗じた理論値です。

⑤ 併合後の発行可能種類株式総数

併合前の発行可能種類株式総数 (2021年3月31日現在)	併合後の発行可能種類株式総数 (2021年10月1日)
普通株式 560,000,000株	普通株式 56,000,000株
B種優先株式 70,000,000株	B種優先株式 7,000,000株

(3) 併合により減少する株主数 (普通株式)

2021年3月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	26,876名 (100.00%)	181,389,502株 (100.00%)
10株未満所有株主	1,640名 (6.10%)	3,804株 (0.002%)
10株以上100株未満所有株主	1,414名 (5.26%)	55,459株 (0.03%)
100株以上1,000株未満所有株主	12,069名 (44.91%)	3,659,246株 (2.02%)
1,000株以上所有株主	11,753名 (43.73%)	177,670,993株 (97.95%)

※自己株式31,724株、1名は控除しております。

上記の株主構成を前提にすると、本株式併合により、10株未満の株式を所有されている株主様1,640名は株主の地位を失うこととなります。

また、保有株式100株以上1,000株未満の株主12,069名は新たに単元未満株式のみの保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。

なお、単元未満株式をご所有の株主様は、当社に対して、会社法第194条第1項並びに当社定款第9条及び第10条の規定により、株主様が所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を買増しすることを当社に請求することができます。また、同法第192条第1項及び当社定款第9条の規定により、その単元未満株式を買取することを当社に請求することができます。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条の定めに基づき、その株式について一括して売却処分または自己株式として買取りを行い、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本各株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(6) B種優先株式の払込金額相当額の調整

当社が株式併合を行う場合、当社のB種優先株式の優先配当金に係る条項、残余財産の分配に係る条項、取得請求権に係る条項、及び取得条項において計算に用いられるB種優先株式の払込金額相当額は、発行要項の定めに従って調整されることとなりますが、当該調整後の払込金額相当額は、現時点では確定しておりません。当該調整後の払込金額相当額が確定次第、お知らせいたします。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①本株式併合に係る定款変更について

本株式併合に係る議案が本各株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合に伴い、併合割合を勘案し、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定される普通株式及びB種優先株式に係る発行可能種類株式総数を変更するものであります。なお、発行可能株式総数は、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生に伴って変更されますので、本各株主総会の決議事項ではありません。

②A種優先株式に係る条文の削除について

当社A種優先株式につきましては、自己株式として取得の上、2010年12月22日に消却を完了していることから、A種優先株式に関する条文について削除及び修正を行うものです。

③効力発生日に係る附則について

上記①及び②の定款変更は、本株式併合の効力発生日である2021年10月1日をもって、その効力を生じるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、同附則は、本株式併合の効力発生をもって、これを削除することといたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>650,206,500株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>560,000,000株</u> A種優先株式 <u>20,206,500株</u> B種優先株式 <u>70,000,000株</u></p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>63,000,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>56,000,000株</u> <u>(削除)</u> B種優先株式 <u>7,000,000株</u></p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の各種類の株式の単元株式数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 100株 A種優先株式 <u>100株</u> B種優先株式 <u>100株</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の各種類の株式の単元株式数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 100株 <u>(削除)</u> B種優先株式 100株</p>
<p><u>第2章の2 A種優先株式</u> <u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第12条の2 当社は、A種優先株式については、剰余金の配当を行わない。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第12条の3 当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）と同順位にて、A種優先株式1株あたり、金493円を支払う。</u></p> <p><u>② A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項に定めるもののほか残余財産の分配を行わない。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第12条の4 A種優先株主は、株主総会において、全ての事項について議決権を有しない。</u></p> <p><u>(株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等)</u></p> <p><u>第12条の5 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>第2章の<u>3</u> B種優先株式 (B種優先配当金)</p> <p>第12条の<u>6</u> 当社は、第44条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録された<u>B種優先株主またはB種優先登録株式質権者</u>に対し、<u>普通株主および普通登録株式質権者</u>に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるB種優先配当年率(以下「B種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭(以下「B種優先配当金」という。)の配当をする。B種優先配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して次条に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>第2章の<u>2</u> B種優先株式 (B種優先配当金)</p> <p>第12条の<u>2</u> 当社は、第44条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載または記録された<u>B種優先株式を有する株主</u>(以下「<u>B種優先株主</u>」という。)またはB種優先株式の<u>登録株式質権者</u>(以下「<u>B種優先登録株式質権者</u>」という。)に対し、<u>普通株式を有する株主</u>(以下「<u>普通株主</u>」という。)および<u>普通株式の登録株式質権者</u>(以下「<u>普通登録株式質権者</u>」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定めるB種優先配当年率(以下「B種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭(以下「B種優先配当金」という。)の配当をする。B種優先配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して次条に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

<p>(B種優先中間配当金) 第12条の7 (条文省略)</p> <p>(残余財産の分配) 第12条の8 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、<u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者と同順位にて</u>、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。 ② (条文省略)</p> <p>(議決権) 第12条の9 (条文省略)</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権) 第12条の10 (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 第12条の11 (条文省略)</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項) 第12条の12 (条文省略)</p> <p>(株式の分割または併合および株式無償割当て) 第12条の13 (条文省略)</p>	<p>(B種優先中間配当金) 第12条の3 (現行どおり)</p> <p>(残余財産の分配) 第12条の4 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてB種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。 ② (現行どおり)</p> <p>(議決権) 第12条の5 (現行どおり)</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権) 第12条の6 (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 第12条の7 (現行どおり)</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項) 第12条の8 (現行どおり)</p> <p>(株式の分割または併合および株式無償割当て) 第12条の9 (現行どおり)</p>
(新設)	<p>附則</p> <p><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p><u>1. 第6条、第8条及び第12条の2から第12条の13までの定款の変更は、2021年10月1日をもってその効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本項は、かかる効力発生の時をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

(1) 取締役会決議	2021年5月14日
(2) 本定時株主総会、普通株主様による種類株主総会、及びB種優先株主様による種類株主総会決議日	2021年6月24日(予定)
(3) 本株式併合の効力発生日	2021年10月1日(予定)
(4) 定款変更の効力発生日	2021年10月1日(予定)

以上

(ご参考) 株式併合についてのQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 株式併合の目的は何ですか。

A 2. 当社の普通株式の発行済種類株式総数は、2021年3月31日現在で181,421,226株となっており、東京証券取引所市場第一部の上場企業や東京証券取引所に上場している同業他社と比べ多い状態にあります。当社の普通株式の現在の株価水準も、株価は124円、投資単位は12,400円(2021年5月13日現在)であり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を大きく下回っております。当社のこのような普通株式の株価の水準に照らしますと、株価変動の最低単位である1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、株主及び一般投資家の皆様への影響は小さくないものと認識しております。

当社といたしましては、これらの状況を改善するため、今般、本各株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを前提に、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

Q 3. ①所有株式数と②議決権数はどうなりますか。

A 3. ①所有株式数について

各株主様の株式併合後の所有株式数は、2021年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数(1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、2021年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。(具体的なスケジュールはQ8のとおりです。)

②議決権について

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になります。(1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。)一方、単元株式数は100株のまま変更いたしませんので、議決権数は本株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。各株主様のご所有株式数及び議決権数は具体的には以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後			
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	単元未満株式	端数株式
例 1	10,000 株	100 個	1,000 株	10 個	なし	なし
例 2	6,140 株	61 個	614 株	6 個	14 株	なし
例 3	3,841 株	38 個	384 株	3 個	84 株	0.1 株
例 4	1,000 株	10 個	100 株	1 個	なし	なし
例 5	774 株	7 個	77 株	なし	77 株	0.4 株
例 6	20 株	なし	2 株	なし	2 株	なし
例 7	9 株	なし	なし	なし	なし	0.9 株

- ・例 3、5、7 に発生する端数株式につきましては、全ての端数株式を当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数に相当する金銭のお支払いは、2021 年 12 月上旬頃を予定しております。
- ・例 5 に該当する株主様（効力発生前のご所有株式が 100 株以上 1,000 株未満の株主の皆さま）は株式併合により新たに単元未満株式のみの保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。
- ・例 7 に該当する株主様（効力発生前のご所有株式が 10 株未満の株主の皆さま）は株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、当社株主としての地位を失うこととなります。
- ・例 2、3、5、6 に該当する株主様は、ご希望により、「単元未満株式の買取り」制度または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことで、単元未満株式を解消することが出来ます。

なお、例 3、5、7 に該当する株主様は、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じないようにすることも可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合の結果、株主様のご所有の株式数は、併合前の 10 分の 1 になりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 10 倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 5. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金が減りませんか。

A 5. ご所有株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定です。業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましてはQ 3に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。単元未満株式の買増しまたは単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座をお持ちでない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。なお、単元未満株式の買増しまたは単元未満株式の買取りのお手続には、一定の期間を要します。お手続に必要な期間は、証券会社や名簿管理人により異なりますが、株式併合により端数が生じないようにするためには、概ね2021年9月中旬ころまでにはこれらのお手続を完了していただくことが必要です。

Q 7. 株式併合により単元未満株式が生じますが、併合後も買増しまたは買取りの請求をすることはできますか。

A 7. 株式併合後も、単元未満株式の買増制度及び単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続は、お取引の証券会社または後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 8. 株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

2021年6月24日 第12期定時株主総会、普通株主様による種類株主総会、
及びB種優先株主様による種類株主総会

2021年10月1日 株式併合の効力発生日

2021年11月中旬 株主様へ株式併合割当ご通知発送

2021年12月上旬 端数処分代金の支払開始

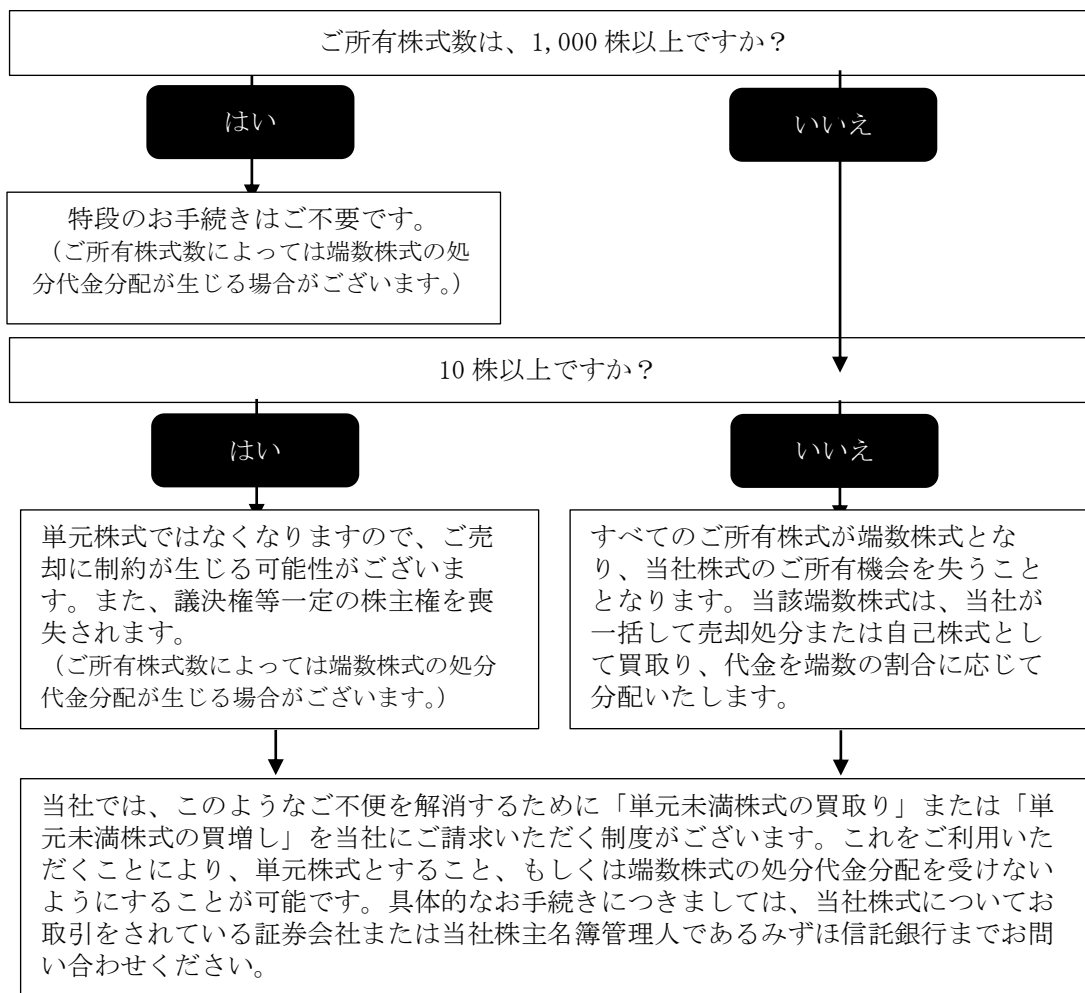
※本スケジュールは、2021年6月24日開催予定の第12期定時株主総会、普通株主様による種類株主総会、及びB種優先株主様による種類株主総会において株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを前提としております。

Q 9. 今回の株式併合に際して、株主は何か手続きが必要ですか。

A 9. 特段のお手続きは不要ですが、以下のチャートに沿ってご確認ください。

なお、Q 3の「株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合」については、該当する株主様に対して、Q 8のスケジュールにより、別途ご案内いたします。

(ご所有株式に応じたお手続き内容)



【お問い合わせ先】

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社
連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間 平日 9時～17時

以上